

# アジア経営学会研究奨励賞規定

2016年9月10日制定

2019年9月15日改訂

## 1. 〔目的〕

アジア経営学会は、アジア経営の研究に取り組む若手・中堅研究者による優れた研究論文に対して、業績の顕彰と研究者への激励、およびアジア経営研究の今後の進展を目的として、アジア経営学会研究奨励賞（以下「賞」）を制定する。

## 2. 〔賞の対象〕

賞は論文を対象とし、毎年原則として1点に授与できる。

## 3. 〔賞の内容〕

賞として表彰の記念品を授与する。

## 4. 〔対象〕

賞の選考対象は、賞を授与しようとする全国大会が開催される前年の1月1日から12月31日の1年間に刊行された『アジア経営研究』に収録された当学会の会員による和文または英文の論文とする。

## 5. 〔受賞資格〕

受賞対象者は論文の刊行年度末に45歳以下の会員に限定する（刊行年度内に46歳となる会員は資格を有しない）。なお、論文は単著であることを要し、同一の会員に本賞が再度授与されることはないものとする。

## 6. 〔審査〕

選考対象の審査は、研究奨励賞審査委員会がこれを行う。

## 7. 〔「アジア経営学会賞」および「アジア経営学会研究奨励賞」審査委員会〕

審査委員会の委員長と副委員長は、理事会が選出した理事それぞれ1名をこれに充てる。委員長は会長が所属する部会の理事、副委員長は会長が所属していない部会の理事とする。委員長と副委員長以外の委員は理事会が決定し会長が委嘱する。計5名の会員が委員に選出され、委員会はこれに委員長と副委員長を加えた計7名によって構成される。委員長と副委員長の任期はその者の理事としての任期に合わせるものとし、その他の委員の任期は1年とする。

また、委員は同一委員長の任期中においては再任されないものとする。

#### 8. [審査委員の審議不参加]

審査委員（委員長を含む、以下同）自身の論文が選考対象となった場合や、審査委員の指導下にある院生、または過去に指導下にあった院生等の論文が選考対象となった場合、当該審査委員は審査委員会から外れるものとする。該当事案によって生じた審査委員の欠員に対しては、当規定7項の手順に従って速やかに新委員を補充するものとする。

#### 9. [審査結果の確定]

審査委員長は、審査経過を理事会に報告して承認を求めるものとする。

#### 10. [公表と顕彰]

会員総会において、審査委員長が審査結果を報告し、会長が賞として表彰の記念品を授与する。あわせて、当学会のホームページへの掲載やその他の適当な方法により、公表と顕彰を行う。

#### 11. [幹事]

審査委員長は、会員の中から若干名を委員会幹事に委嘱し、審査の補助業務を担当させることができる。

#### 12. [規定の改正または廃止]

本規定の改正または廃止は、総会における出席会員の過半数の賛成を要するものとする。

[付則]

この規定は2016年9月10日から施行する。

この規定は2019年9月15日に一部改訂され、即日施行する。